

足利銀行の受け皿に関する要望

平成17年 5月10日

栃 木 県

足利銀行の受け皿に関する要望

平成15年11月29日に本県の中核的金融機関である足利銀行が破綻、一時国有化され、1年5ヶ月が経過いたしました。

国におかれましては、地域の中核的金融機関の破綻に伴う地域経済の崩壊を防ぐため、関係省庁等連絡会議の開催を始め、各種対策を迅速に行われるとともに、企業再生等についても多大なる御尽力をいただきました。改めて、深く感謝申し上げます。

この間、県といたしましては、県議会や市町村、関係団体等と連携を図るとともに、県民の理解と協力を得て、総額1,300億円を超える中小企業への制度融資を始めとする財政出動や積極的な経済・雇用対策を展開するなど、本県経済の安定に全力を尽くしてまいりました。

しかしながら、依然として厳しい本県経済の中にあって、多くの県民、特に中小企業者の間に、同行の将来像が不透明であることからくる不安感が広がり、様々な影響が出ております。

地域金融システムの破綻による地域経済の混乱を防ぐ目的で行われました今回の預金保険法第102条第1項第3号の措置は、初めてのケースであり、破綻銀行の「受け皿」の選定は、今後の本県の地域経済に極めて重要な意味を持つこととなります。

つきましては、県民の不安感を解消し、本県経済の発展と安定を図るため、下記のとおり特段の御配慮をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 「受け皿」は、本県の地域経済に理解を持ち、本県産業・経済の再生・発展に果たすべき役割と責任の重大性を認識し、地域の中核的金融機関としての機能を担保することができるものであること
- 2 「受け皿」の選定過程においては、県民の意向等を十分反映できるよう県を参画させること
- 3 「受け皿」への移行は、本県の経済状況の動向や中小企業の実態等を十分に勘案しながら、預金保険法第120条の趣旨に基づき、できる限り早期に行うこと

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

平成17年 5月10日

栃木県知事 福田 富一